

【障害者自立支援法に対する代表 質問と福田首相答弁内容の解説】

平成19年10月7日

山 崎 國 治

平成19年10月4日・5日の衆議院・参議院代表質問の

「障害者自立支援法」に対する福田首相答弁内容の解説

【首相答弁の内容】

- ① 平成20年度までの3年間で、1200億円の特別対策の政策効果を見定める。
- ② 抜本的な見直しに向けて、制度全体にわたる議論を行う。

【解 説】

- ① 平成18年12月26日に開催された「障害保健福祉関係主管課長会議」において示された「障害者自立支援法円滑施行特別対策」のことである。
その内訳は、次の通り。
 - 利用者負担のさらなる軽減 平成19年度・20年度当初予算対応240億
 - 事業者に対する激変緩和措置 平成18年度補正予算対応 300億
 - 新法への移行等のための緊急的な経過措置 平成18年度補正予算対応
660億
- ※ 平成18年度補正予算対応事業の二つは、都道府県に基金を造成し、平成

20年度まで実施する。

【改善策の内容】

● 利用者負担のさらなる軽減

負担感の大きい通所・在宅、障害児世帯を中心とした対策を実施

☆ 通所・在宅 1割負担の上限額の引き下げ 二分の一から四分の一

軽減対象の拡大 (収入ベースで概ね600万円まで)

※ 障害児については、通所・在宅のみならず入所にも対象拡大を実施

☆ 入 所 工賃控除の徹底 (年間28万8千円まで全額控除)

● 事業者に対する激変緩和措置

日割り化に伴い減収している通所事業者を中心とした対策を実施

☆ 旧体系 従前額保障の引き上げ (80%⇒90%)

※ 旧体系から新体系へ移行する場合についても90%保障の創

☆ 通所事業者 送迎サービスに対する助成

● 新法への移行等のための緊急的な経過措置

直ちには移行できない事業者の支援と法施行に伴う緊急的な支援

☆ 小規模作業所等に対する助成

☆ 移行への改修等経費、グループホーム借上げのための初度経費の助成

☆ 制度改正に伴うかかり増し経費への対応、広報・普及啓発等

詳細は、(資料1-1)に詳述されているので、参照してください。

②「抜本的な見直し」については、今年9月24日に自由民主党と公明党との党首による政権協議項目に述べられたものです。

【今後取り組むべき重点政策課題】

「障害者自立支援法について抜本的な見直しを検討するとともに、

障害者福祉基盤の充実を図る」

障害者自立支援法附則第3条第1項は、この法律の施行後3年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる——としています。

福田首相の答弁も、①1200億の特別対策、②政権協議事項、③法附則第3条第1項の3年後の見直し規定の三つを意識した内容となっています。

こうした答弁背景とは別に注目しておかなければならないことは、9月28日に民主党から「障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（案）」が参議院に提出されたことです。

その骨子は①事業者への支援②1割負担の撤廃③平成20年1月1日施行となっています。

この改正案も「抜本の見直し」の範囲内とするなら、衆議院で否決ということにはならないと考えられます。ただ、実施時期の調整は残るでしょう。

福田首相の国会答弁を聞く限りでは、「制度全体にわたる議論をしていく」と答えていますので、附則第3条第1項の規定どおりの「検討」を指しているとも考えられます。

現在の臨時国会で民主党提出の改正案の審議に入れるのかどうかも、注視していく必要があります。